公示内容

各業者様

大阪市住之江区社会福祉協議会

大阪市住之江区社会福祉協議会におけるホームページ制作および保守業務についてコンペ を行いますので、次の要領で参加してください。

記

1. 入札案件名

大阪市住之江区社会福祉協議会におけるホームページ制作および保守業務請負契約

2. 内容

別紙仕様書のとおり

- 3. 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 11 第1項において準用 する同令。第 167 条の4の規定に該当しない者。
- (2) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (3) その他入札参加に不適当と認められる者でないこと。
- 4. 入札参加申請等の手続き
- (1)入札参加申込

午前9時~午後5時

②申請書交付場所及び提出先 大阪市住之江区社会福祉協議会

大阪市住之江区御崎4-6-10

E-mail で申込みください。

E −mail : saza73@nifty.com

- (2)入札日(コンペ実施日)
 - ・日時 令和6年6月27日(木)午後2時~(詳細時間は後日)
 - ·場所 大阪市住之江区社会福祉協議会 大阪市住之江区御崎4-6-10

- 5. 入札参加申請書・企画提案書・見積書等の提出について
- (1)参加申請書の提出

入札に参加する業者は別紙「入札参加申請書」を提出すること。

- (2)提出物
- ①課題制作物

別紙「企画提案書作成要領」を元に企画提案書として作成すること。

②見積書

見積書については「デザイン制作経費、コーディング経費、保守経費(サーバー及びドメイン使用料含む)」に分け、1年目にかかる費用(サイト作成費用と1年分の保守費用)と2年目以降の保守費用がわかるように作成すること。(消費税及び地方消費税込)

- (3)提出期限
- ①入札参加申請書

令和6年5月24日(金)午後5時まで

②課題制作物・見積書

コンペ実施日に持参。詳細時間は後日連絡する。

(4)提出先

社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会提出物はデータおよび紙媒体で提出 すること。

(5)質問期間

入札公示日から6月14日(金)まで大阪市住之江区社会福祉協議会で受付け、メールで回答する。回答内容は必要に応じ他の申請者にもメールで情報提供する。

(6)入札結果連絡

審査後、令和6年7月5日(金)までに採用・不採用に関わらずメールにて連絡する。

(7) その他

提出される企画案に対する経費は一切負担しない。

6. 契約業者決定方法

プレゼン内容、提出のあった企画提案内容・見積書を本会で審査し、採用業者を決定する。

- 7. 保守契約について
- (1) 契約締結

大阪市住之江区社会福祉協議会と落札業者が個々に契約を締結する。

(2) 契約期間

契約期間は業者決定から令和7年3月末日を1年目、令和7年4月から令和8年3月末日を2年目、令和8年4月から令和9年3月末日を3年目とする。

ただし、双方合意のうえで契約期間を延長・更新する場合がある。

(3) 契約解除について

契約期間内における契約解除については費用の精算や仕掛品の扱い、新規事業者への引継ぎ等を協議し双方合意のうえ契約を解除できる。ただし、受注者の瑕疵等により発注者に損益が発生した場合等はこの限りではない。

8. 問合せ先 大阪市住之江区社会福祉協議会 (担当:戸川・椎原)

TEL: 06-6686-2234 FAX: 06-6686-0400

9. その他事項

- (1)公募型一般競争入札の申請書類の作成及び提出に掛かる費用は、申請者の負担とする。
- (2) 開札後落札までに、参加者(参加者申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。) が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加者 を有しないものがした入札とみなし無効とする。
- (3) 落札後、契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除要綱に基づく入札等除外措置 を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4)契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除要綱に基づく入札 等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- 10. 仕様書別紙参照
- 11. 入札参加申込書 別紙参照